

和泉市火災予防条例が改正しました。 林野火災注意報・林野火災警報について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災をふまえ、林野火災対策の強化のため、和泉市火災予防条例の一部が改正しました。

令和8年1月1日より、林野火災予防のため、危険な気象状況になった場合に「林野火災注意報」又は「林野火災警報」が発令されます。

林野火災注意報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合、【林野火災注意報】を発令し、林野火災予防にかかる注意喚起を行います。

指定する区域において火の使用制限が努力義務となります。

注意報が発令されれば、ホームページ、その他SNSを利用し周知いたします。

林野火災注意報の発令される基準

次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合に発令します。

①過去3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ過去30日間の合計降水量が30ミリメートル以下

②過去3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合

林野火災警報について

林野火災の予防上危険な気象状況になった場合に【林野火災警報】を発令し、指定する区域において火の使用制限が義務となります。

警報が発令されれば、注意報広報に加えて、防災行政無線及び車両広報を予定しています。

林野火災警報の発令される基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表され、かつ必要であると認める場合。

和泉市が指定する区域

森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画の対象となっている森林

※下記 森林図参照

